平成２８年（フ）第３１８０号
東京都荒川区東日暮里１丁目20―３―502
債務者　金光洪忠こと　金　　秀洪
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１８１号
千葉県習志野市津田沼４丁目１―29―205
債務者　草野　優子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１８５号
東京都足立区足立３丁目30―16―302
債務者　熊川　昭彦
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１８７号
東京都府中市緑町１丁目39―３
債務者　中西　　斌
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１８８号
東京都板橋区南常盤台２丁目17―13―502
債務者　立澤　　崇
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１８９号
東京都板橋区板橋１丁目43―８―401
債務者　密本　雄太
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１９０号
神奈川県横浜市保土ケ谷区星川３丁目11―２―102
債務者　石塚　義康
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１９１号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢415―13
債務者　菅藤　直也
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１９９号
東京都世田谷区経堂１丁目８―３―102
債務者　上田　良子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２００号
東京都杉並区下高井戸２―17―16、住民票上の住所東京都杉並区高井戸東３丁目９―52―104
債務者　佐藤　　愛
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２０５号
東京都豊島区南長崎１丁目４―５―405
債務者　田澤　健太
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２０６号
埼玉県草加市谷塚町1385―４
債務者　畠山　真弘
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２０７号
東京都北区神谷２丁目24―４　瀬崎荘１階
債務者　植原　正和
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２０８号
東京都北区神谷２丁目24―４　瀬崎荘１階
債務者　植原　千聖
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２１０号
東京都西東京市柳沢１丁目14―５―106
債務者　島川真貴子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部